



福岡県医第 2303 号 (地)

平成 24 年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

医療機関のための「労務相談会」の開催について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年、企業の業種を問わず、労働基準監督の立ち入り検査や出頭命令などの事例が増えてきております。時間外労働や年次有給休暇の問題、給料や昇給の決め方、退職や解雇の問題、またセクハラ・パワハラ問題や欠勤・遅刻・早退への対応等々、医療機関においても労務問題は最大の経営課題であるといっても過言ではありません。

しかしながら、医療機関は他の業種の企業等に比べ、労働環境の整備がまだまだ遅れているのが現状であり、労務問題を相談するところが無いのも現状です。

そのようなことから、本会では (株)ケンイと共催で、会員医療機関を対象にした「労務相談会」(無料)を別紙「開催要領」により行います。

つきましては、「労務相談会」の開催について、貴会会員へご周知くださいますよう貴職のご高配方何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、相談をご希望の際は、まず、お電話 (Tel 092-431-4847 <ケンイ労務相談係>) にてご予約をおとりくださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

医療機関のための「労務相談会」

開 催 要 領

■相 談 日 4日間（各 10 時～16 時まで）

平成 25 年 2 月 6 日（水）福岡県医師会館

13 日（水）北九州市小倉医師会館

15 日（金）久留米医師会館

19 日（火）飯塚医師会館

■相 談 料 無 料

■相談形式 個別相談（要予約）

■相 談 員 医療機関の経験が豊富な社会保険労務士

■相談時間 1 件につき 20 分間まで

■相談対象（相談者）

会員並びに会員の奥様、又は会員医療機関の事務長など

※医療機関における労務相談とさせていただきます

※従事者個人からの個別相談はお受けできません。

■申込方法 労務相談係（Tel 092-431-4847 <ケンイ>）までお電話いただき、相談日程と時間のご予約をおとりください。

※相談の詳細については、ご予約後にご連絡いたします。